

## 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理における課題と提案（素案）

課 題	提 案	
	消費者庁において早急に取り組むべき	消費者委員会において更なる議論を頂く
<p>(1) 特定保健用食品の表示許可制度</p> <p>① 許可手続に不明瞭な点が散見されることから、消費者の信頼を確保するため、手続の一層の透明化を図るべき</p> <p>② 許可表示や広告の内容にあいまいな面があり、消費者に正確に情報を伝えるため、表示内容の改善を図るべき</p> <p>③ 許可後に生じた新たな科学的知見を収集する体制を整えるべき</p>	<p>(1) 特定保健用食品の表示許可制度</p> <p>① 特定保健用食品の表示許可手続の透明化</p> <p>ア 審査に必要かつ十分な試験デザイン及びその適用条件について総合的に検討し、具体的な枠組みを示すべき</p> <p>イ 公表すべき情報の範囲を統一するなどにより、審査過程の透明化を図るべき</p> <p>② 保健の機能を適切に伝える表示・広告方法</p> <p>ア 表示された保健の機能が適切に期待される摂取条件が記載される仕組みの構築など、表示方法の改善を図るべき</p> <p>イ 特定保健用食品の広告に係るガイドラインの作成に着手するとともに、これに違反する広告を掲載する事業者には、表示内容の変更を求めることができる旨を制度上明らかとすべき</p> <p>③ 許可後に生じた新たな科学的知見の収集</p> <p>ア 表示許可後も、関連する科学的知見を事業者から収集させ、定期的に取りまとめて報告させる仕組みを構築すべき</p> <p>イ 事業者に表示内容の変更を求めることができるものとし、その旨を制度上明らかとすべき</p>	<p>① 特定保健用食品の表示許可制度</p> <p>ア 再審査手続を開始するか否かの判断基準を明らかにすることや、迅速に判断できる体制を整備することなどの具体的な方策について</p> <p>イ どのような表示を義務付けるべきか、表示の義務付けや許可の一時停止の判断基準をどのように考えるべきか、判断に当たって食品安全委員会や消費者委員会の意見を聴くべきかといった論点を含め、新たな制度設計のあり方について</p>
<p>(2) 機能性表示に係る制度</p> <p>① 特定保健用食品（規格基準型）の要件緩和を検討すべき</p> <p>② 一定レベルの科学的根拠が確認された食品について、一定の機能性表示を認める仕組みを研究すべき</p>	<p>(2) 機能性表示に係る制度</p> <p>① 特定保健用食品（規格基準型）の要件緩和</p> <p>現行の基準策定要件を緩和し、さらに多くの成分について新たな規格基準を策定することを検討すべき</p> <p>② 一定の機能性表示を認める仕組み</p> <p>要求される科学的根拠のレベルや認められる機能性表示の種類、含有分量を国が客観的に確認できる仕組み等について、中立的な外部機関の活用の可能性も含め、引き続き研究を進めるべき</p>	
<p>(3) 健康食品の表示規制</p> <p>① 健康増進法に基づく虚偽・誇大表示規制の効果的な執行を確保すべき</p> <p>② 関係法令・関係団体との連携を促進すべき</p>	<p>(3) 健康食品の表示規制</p> <p>① 虚偽・誇大表示規制の効果的な執行</p> <p>ア 執行に係るガイドラインや違法表示の具体例の作成に速やかに着手し、効果的な執行の確保に努めるべき</p> <p>イ 改善指導を行う回数を増やすなどして、一層の監視の強化を進めるべき</p> <p>② 関係法令・関係団体との連携促進</p> <p>ア 健康増進法と景品表示法の連携を深め、両法の担当課間での情報共有等を図るためのルール作りを進めるべき</p> <p>イ 自主的な団体が、消費者の声を反映した中立性の高いガイドラインを策定できるよう、モデル条項を策定することや、法執行部局との連携体制の整備等を積極的に進めるよう、必要な助言・支援を行うべき</p>	<p>② 健康食品の表示の効果的な規制や適切な情報提供の仕組み</p> <p>ア 虚偽・誇大な表示に対し、さらに効果的・効率的な規制を行う観点から、制度面での拡充をどのようにすべきか</p> <p>イ 消費者からの苦情や相談を受け付ける体制の整備や、消費者への注意喚起を促す方策等について</p> <p>ウ 消費者に対し適切なアドバイスができる専門家の養成や、科学的な知見に基づく情報を集約・提供する体制の整備等を進めることについて</p>